

見本

令和 7 年 1 月 17 日
浜松市物価高支援給付金担当

令和 6 年度浜松市住民税非課税世帯に対する物価高支援給付金 支給のお知らせ

エネルギー・食料品等の物価高が続く中、浜松市では住民税非課税世帯に対する生活支援として
1 世帯あたり 3 万円、加算対象児童 1 人あたり 2 万円を給付します。

支 給 要 件	●基準日(令和 6 年12月13日)において、浜松市に住民登録があり、世帯全員の 令和 6 年度分の住民税均等割が非課税である。 ●世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていない。 ●世帯の中に、住民税課税となる所得があるにもかかわらず未申告である者が いない。
---------	--

支 給 額	1 世帯あたり 3 万円	支 給 方 法	口座振込
金融機関名	支 店 名	預金種別	口座番号
*****	*****	**	***** ※情報保護のため口座番号の一部を隠しています
口座名義(カナ)			

上記の口座に支給を希望される方

手続きは、いりません。

令和 7 年 2 月 5 日を目安に、浜松市から「令和 5 年度価格高騰重点支援給付金(1 世帯あたり 7 万円)」または、
「令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金(1 世帯あたり 10 万円)」を支給した上記の口座へ振込を開始します。
※通帳には「ブツカダカキユウフ」と印字されます。

あなたのお問い合わせ番号は *****

振込口座変更・受給辞退などは裏面をご確認ください。▶▶▶

振込口座の変更を希望される方

表面に記載された振込口座から変更を希望される方は

令和7年1月27日(月)までに**コールセンターへ連絡**してください。

届出用紙を郵送しますので、必要書類を添えて返送してください。

※変更の届出を受理してから振込までに1か月程度のお時間をいただきます。

受給を辞退される方

本給付金の受給を辞退される方は

令和7年1月27日(月)までに**コールセンターへ連絡**してください。

届出用紙を郵送しますので、必要書類を添えて返送してください。

注意事項



- ・ 令和7年1月27日(月)までにコールセンターへ連絡がない場合には振込口座の変更や受給辞退はできません。
- ・ 本給付金の支給要件を満たしていない方は、令和7年1月27日(月)までにコールセンターへ連絡してください。
- ・ 本給付金を受給された世帯の方が修正申告等により、令和6年度住民税均等割が課税となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は本給付金を返還していただきます。
- ・ お一人世帯の方が、令和7年1月27日(月)までに振込口座の変更を届け出ることなく亡くなられた場合には、本給付金を受給することはできません。
- ・ 本給付金は、非課税扱いであり、差押えの対象外です。

お問い合わせ先

浜松市重点支援給付金コールセンター



0120-034-053

音声ガイダンスが流れます。「1」番を押してください。

受付時間 8:30-17:15(土・日・祝日は除く)

Foreign languages are also available on the above phones.

上述手机还提供外语服务。

Línguas estrangeiras também estão disponíveis nos telefones acima.

※お問い合わせの際は・・・**表面記載のお問い合わせ番号**をお伝えください。

サギ(詐欺)に注意!!

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。

給付金に関連して、国、県、市などが現金自動預払機(ATM)の操作などをお願いすることは絶対にありません。



浜松市役所